



## はじめに

今日の社会を取り巻く環境は、女性の社会進出の増大や少子・高齢化の進展などにより急速に変化しており、このような状況の中で、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題となっており、行政をはじめとして、家庭や地域、企業など社会全体での取り組みが求められています。

本市は、近接する1市2町5村の広域合併により誕生し、3年目を迎えておりますが、それぞれの地域でこれまで培ってきた文化や風土、行政施策の独自性などにより、男女共同参画社会への取り組みについても、地域での理解や認識において多くの課題があることから、新市として男女共同参画の一層の推進を図るため、「男女共同参画行動計画 白山21」を策定いたしました。

この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」、「市民意識調査」による市民の意見等に基づき、白山市男女共同参画計画策定委員会において取りまとめられた「白山市男女共同参画計画の策定について（答申）」を基本としており、本市の男女共同参画社会実現のための諸施策を、総合的かつ計画的に実施するための指針となるものであります。

今後、この計画に基づき、行政と市民、事業者などとの協働のもと、適切かつ実行性のある施策の積極的な推進に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、真摯に、かつ積極的に議論いただきました白山市男女共同参画計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成19年3月

白山市長 角 光 雄

# 目 次

## 第1部 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景と趣旨 .....	3
2	計画の位置づけ .....	3
3	計画の期間 .....	3
4	計画の基本理念 .....	3
5	計画の基本目標 .....	3

## 第2部 施策の展開

施策体系図 .....	6
基本目標 家庭生活における活動と他の活動の両立 .....	9
基本課題1 男女の家庭・地域生活と職業生活の両立の支援 .....	11
基本課題2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 .....	16
基本課題3 活力ある農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立 ...	20
基本課題4 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる条件の整備 .....	23
基本目標 社会における制度又は慣行についての配慮 .....	26
基本課題5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革 ...	27
基本課題6 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ...	30
基本目標 政策等の立案及び決定への共同参画 .....	34
基本課題7 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 .....	35
基本課題8 女性の人材育成と人材に関する情報提供 .....	38
基本目標 男女の人権の尊重 .....	42
基本課題9 女性に対するあらゆる暴力の根絶 .....	43
基本課題10 生涯を通じた女性の健康支援 .....	46
基本課題11 メディアにおける男女共同参画の推進 .....	49
基本目標 国際的協調 .....	51
基本課題12 国際的な理解と協力活動 .....	52

## 第3部 計画の推進

1 計画の推進体制の整備 .....	57
2 市民及び事業者との連携 .....	57
3 国及び他の地方公共団体との連携 .....	58
4 数値目標 .....	58

## 資料編

1 日本国憲法（抄）.....	60
2 男女共同参画社会基本法 .....	62
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .....	66
4 男女共同参画の推進に関する動き .....	72
5 白山市男女共同参画計画策定委員会設置要綱 .....	75
6 白山市男女共同参画計画策定委員会委員名簿 .....	76
7 白山市男女共同参画計画策定までの経過 .....	77
8 用語の説明 .....	79



# 第1部

## 計画の基本的な考え方



# 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」を基本理念に掲げ、さまざまな取り組みが進められています。

しかしながら、社会においては、男女の自由な活動の選択を妨げる要因といわれる、性別による固定的な役割分担意識に根ざした制度や社会慣行がまだ残されているのが現状です。

さらに、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化の対応についても、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。

このような状況の中において、白山市は、市、市民、事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、「男女共同参画行動計画 白山21」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定する市の基本計画です。

また、この計画は、白山市の他分野の計画との整合性を考慮した計画です。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成28年度の10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

## 4. 計画の基本理念

男と女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 5. 計画の基本目標

基本目標	家庭生活における活動と他の活動の両立
基本目標	社会における制度又は慣行についての配慮
基本目標	政策等の立案及び決定への共同参画
基本目標	男女の人権の尊重
基本目標	国際的協調





## 第2部

# 施策の展開

# 施策体系図

## 基本理念

男と女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野でその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現をめざします

## 基本目標

家庭生活における活動  
と他の活動の両立

社会における制度又は  
慣行についての配慮

政策等の立案及び  
決定への共同参画

男女の人権の尊重

国際的協調

## 基本課題

1 男女の家庭・地域生活と職業生活の  
両立の支援

2 雇用等の分野における男女の均等な  
機会と待遇の確保

3 活力ある農林水産業及び商工業等  
自営業における男女共同参画の確立

4 高齢者や障害のある人が安心して  
暮らせる条件の整備

5 男女共同参画の視点に立った社会制度・  
慣行の見直し、意識改革

6 男女共同参画を推進し多様な選択を  
可能にする教育・学習の充実

7 政策・方針決定過程への女性の  
参画の拡大

8 女性の人材育成と人材に関する  
情報提供

9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

10 生涯を通じた女性の健康支援

11 メディアにおける男女共同参画の推進

12 国際的な理解と協力活動

## 施策の方向

- 1 家庭生活への男女共同参画の促進
- 2 地域における男女共同参画の促進
- 3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- 4 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- 5 ひとり親家庭に対する支援の充実
- 6 青少年の健全育成への参画促進
- 7 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 8 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- 9 女性の能力発揮のための支援
- 10 多様な働き方を可能にする条件整備
- 11 女性起業家等に対する支援
- 12 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 13 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- 14 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実
- 15 高齢者や障害のある人の社会参加の促進
- 16 バリアフリー社会の推進
- 17 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革
- 18 男女共同参画に関する調査と情報の提供
- 19 学校・保育所（園）等における男女平等教育の推進
- 20 家庭における男女共同参画教育の推進
- 21 地域における男女共同参画学習・教育の推進
- 22 科学技術分野への男女共同参画の推進及び啓発
- 23 女性の参画意識の高揚及び女性の意見を反映させる機会の拡大
- 24 市審議会等への女性の参画促進
- 25 各種団体・企業における女性の登用促進
- 26 政策・方針決定過程の透明性の確保
- 27 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり
- 28 女性の人材育成と情報の提供
- 29 男女共同参画による防災（災害復興を含む）体制の確立
- 30 地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画の推進
- 31 環境分野における男女共同参画
- 32 女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくり
- 33 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
- 34 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 35 生涯を通じた女性の健康づくりの推進
- 36 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透
- 37 メディアにおける表現等に対する意識の向上
- 38 市の刊行物における性にとらわれない視点の確立
- 39 国際社会の情報収集・活用
- 40 国際交流・協力の推進



# 家庭生活における活動と 他の活動の両立

少子高齢化が進む中で、男女が生涯を通じて安定した生活を営むためには、仕事と家事・育児・介護を両立させながら、その能力や経験を生かすことのできる環境を整備することが必要です。

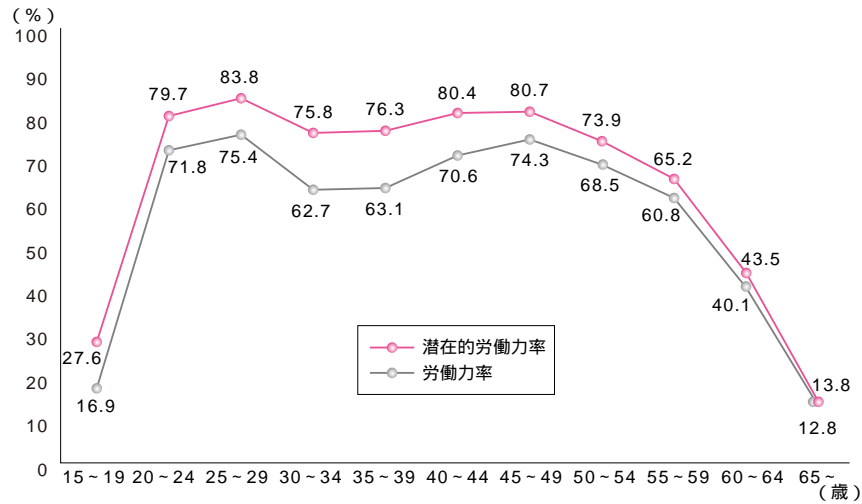
しかし、長い年月により築きあげられた固定的な性別役割分担意識により、家事・育児・介護は女性が担うのがあたりまえという考え方が依然として根強く残っており、このことが女性の社会参画に大きな障害となっています。

男女が等しく仕事と家庭を両立させるためには、男性の積極的な参加・協力が重要です。

男女がともに人間らしく生活を営み、また、職場・家庭・地域等のどの場面でもいきいきと活動していくには、市民一人ひとりの意識改革とともに、社会環境づくりを推進していくことが求められます。

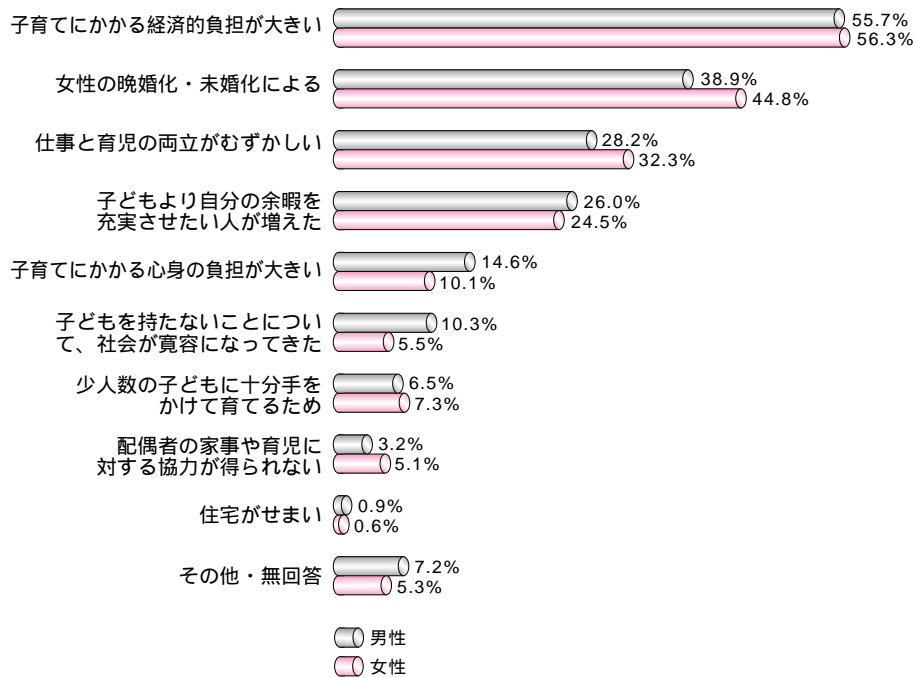


女性の年齢階級別潜在的労働力率



総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成17年平均)より作成  
 年齢階級別潜在的労働力率=(労働力人口(年齢階級別)+非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)

近年、子どもの数が少なくなっていますが、原因は何だと思いますか。(2つまで)



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

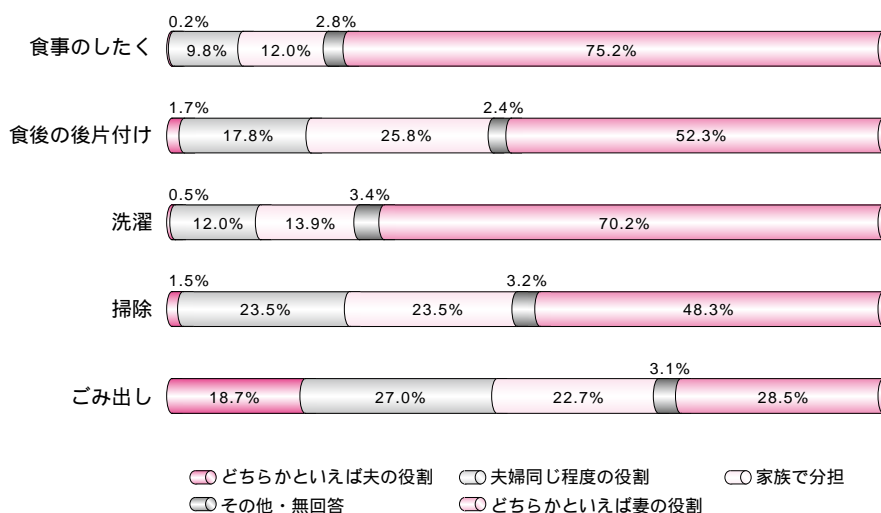
## 男女の家庭・地域生活と職業生活の両立の支援

### 【現状と課題】

少子高齢化や家族形態が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、男女が互いに協力して家族の一員としての責任を担う必要がありますが、家事をはじめとし、子育て、介護の多くを女性が担っている現状があります。

これを改善するためには、性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女ともに家庭を大切にする生き方の重要性を認識し、それを社会が積極的に支える環境の整備が必要です。事業所においては、育児・介護休業の取得が可能となる制度の充実、職場の理解、また、地域社会活動においても男女がともに参画できる体制づくりを進め、職業生活と家庭・地域生活が両立できるような環境づくりを推進していく必要があります。

次にあげる家庭の仕事は誰の役割だと思いますか。



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向

1 家庭生活への男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 家庭における男女共同参画意識の普及	<p>家庭における固定的な性別役割分担意識を改めるため、夫婦等の新しいパートナーシップのあり方について、講演会や広報等により啓発に努めます。</p> <p>講演会、ワークショップ、セミナーの開催 広報・啓発冊子の配布</p>	子育て支援課 男女共同参画室
2 男性の家事・育児・介護への参加促進	<p>家庭における、男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座、教室等を開催します。</p> <p>学習講座の開催 男女対象の料理教室の開催 マタニティ教室の開催 パパも一緒に子育て講座の開催</p>	健康増進課 男女共同参画室 生涯学習課

施策の方向

2 地域における男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 地域活動への支援と参画促進とリーダーの育成	<p>地域の自主的な取り組みを支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。また、男女平等の視点をもった地域活動のリーダー育成の場となる学習の機会を提供します。</p> <p>まちづくり活動、公民館活動、町内会活動、育友会活動等における男女共同参画の推進 学習機会の提供</p>	男女共同参画室 関係各課
2 ボランティア・NPOの活動支援	<p>地域で活動している各種ボランティアやNPOの活動支援に努めるとともに、男女双方の積極的な参加を促進します。</p> <p>各種ボランティアやNPO活動への支援 環境保全活動、消費者活動、文化活動等における男女の参画促進</p>	企画課 関係各課



## 施策の方向

## 3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 仕事と育児・介護の両立に向けての意識啓発	労働者が仕事と育児・介護を両立できるよう、各種支援制度の周知と意識啓発に努め、事業主の取り組みの支援をします。  育児・介護休業制度の周知・啓発 国・県開催の講座・セミナー等の情報提供	男女共同参画室 商工振興課

## 施策の方向

## 4 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 保育サービスの充実	延長保育・一時保育・病後児一時保育など多様な保育サービスの充実、利用しやすいサービスの提供に努めます。  乳児保育・延長保育・休日保育・一時保育・病後児一時保育の推進 年度途中入園受入の実施 育児サポートの活用	子育て支援課
2 母子保健の充実	妊娠・出産・育児等の母子保健の充実、精神的負担の軽減を図ります。  妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 マタニティ教室、親子遊びの教室、訪問指導、乳幼児相談の実施 育児不安の軽減をはかるために、マイ保育所、マイ幼稚園への登録の推進	子育て支援課 健康増進課
3 地域における子育て支援	学校の放課後等の児童養育活動など、地域における子育て体制や環境の整備・充実に努めます。  児童センターの児童養育活動の充実 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実	子育て支援課
4 情報提供の充実	ホームページや広報・情報誌等を通じて、子育てにかかわる情報を幅広く提供します。  健康診査のお知らせ・子育て便利手帳等の発行 広報等による児童館、児童センターの行事の周知	子育て支援課 健康増進課

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
5	子育てに関する相談支援体制の充実	<p>子育ての悩みや不安を解消するための相談体制の充実を図ります。</p> <p>子育て支援センター事業の充実 母子、幼児相談の充実 保育所（園）の施設開放の促進 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）の充実 電話相談・面接相談の充実</p>	子育て支援課 健康増進課
6	子育てに関する地域交流の活性化	<p>地域において、子育て家庭同士の交流が活発化するよう、交流の場の提供や子育てサークル参加への支援を推進します。</p> <p>保育所（園）・幼稚園等における地域交流・世代間交流の推進 支援センターを中心とした子育てサークルへの支援の充実</p>	子育て支援課

### 施策の方向

## 5 ひとり親家庭に対する支援の充実

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	生活の支援	<p>ひとり親家庭の生活安定を図るため、子どもの養育にかかわる各種支援を行います。</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付、医療費助成、ホームヘルパー派遣事業の実施 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭等の自立促進事業の充実</p>	子育て支援課
2	相談体制の充実	<p>ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実に努めます。</p> <p>ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実</p>	子育て支援課

	具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1	豊かな心を育む教育の推進	<p>青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域が一体となって、豊かな心を育む教育を推進します。</p> <p>健康で豊かな心づくり白山ネットワーク活動の推進 「心の教育」の普及啓発 自然体験学習の充実</p>	学校教育課 生涯学習課
2	児童虐待防止への取り組みの推進	<p>児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待防止の意識啓発、子育てに関する相談・支援体制を充実します。</p> <p>児童虐待防止ネットワークづくり 被虐待児童の保護と保護者等への指導体制の充実 児童相談所等との連携による相談援助体制の充実 子育てに関する相談体制の充実 要支援児童対策地域協議会の設置</p>	子育て支援課

## 雇用等の分野における 男女の均等な機会と待遇の確保

### 【現状と課題】

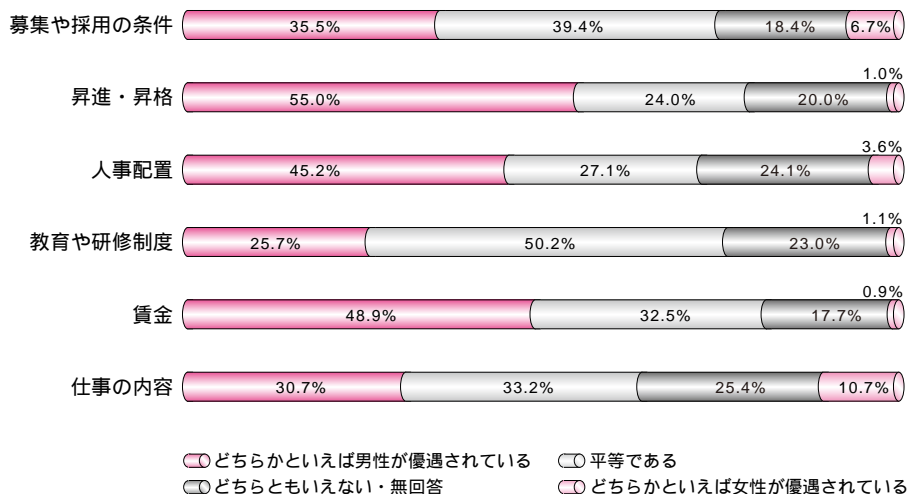
就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な分野です。

雇用の場では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の法律が施行され、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、賃金格差や昇進・昇格の不平等など、まだまだ男女間の格差があるのが現実です。

女性が性別により差別されることなく、法の下で実質的な男女の均等を確保し、男女間の格差を解消するため積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を促進するとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止対策等、就業環境の整備に向けた取り組みが必要です。

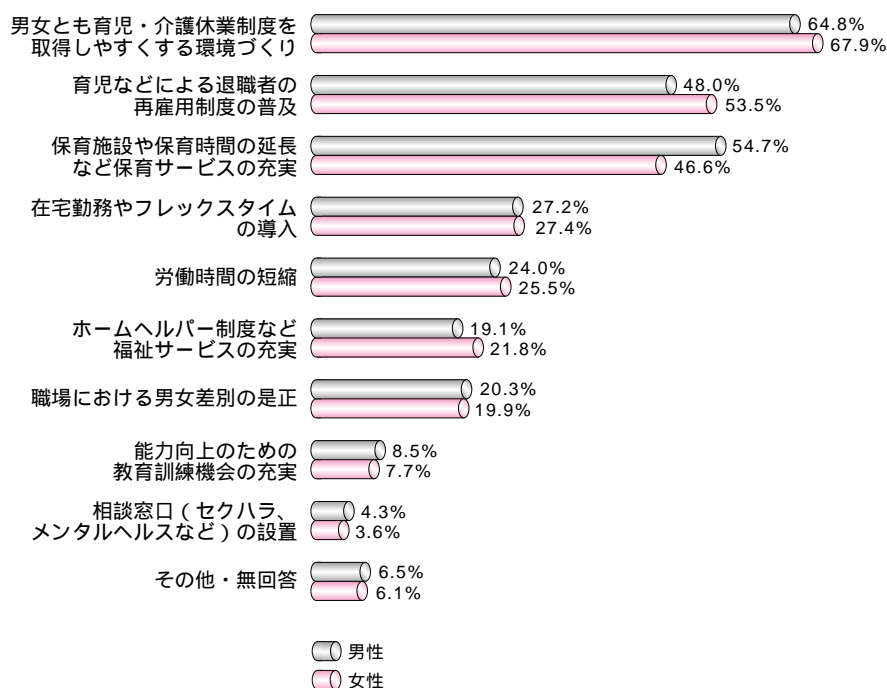


あなたの職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思いますか。



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

女性が働きつづけるためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向

7 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 男女雇用機会均等法等の周知啓発	雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、法の内容について、広報や国などの啓発パンフレットを通じて周知啓発を行います。  広報、国等の啓発パンフレットを通じての周知啓発	商工振興課
2 ポジティブ・アクションについての啓発	男女の労働者間の事実上の格差に着目し、自主的にその解消を進めるように、企業等に対する啓発に努めます。  国・県主催研修の活用 導入促進に向けた調査研究の充実	商工振興課
3 男女共同参画の推進に積極的な事業者の顕彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を顕彰し、広く市民に公表する事業を検討し、実施します。	男女共同参画室 商工振興課

施策の方向

8 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 セクシュアル・ハラスメント防止意識の普及	企業などに向けて、セクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進を働きかけます。  企業に対しての実態調査、情報提供	男女共同参画室 商工振興課

施策の方向

9 女性の能力発揮のための支援

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 職業能力開発への支援	職業意識の向上と職業能力開発のため、国や県、商工会議所、企業等と連携しながら研修や訓練の機会の拡充に努めます。  国・県主催研修の活用 雇用情報の収集と提供	商工振興課

## 施策の方向

## 10 多様な働き方を可能にする条件整備

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	多様な働き方を可能にする条件整備	<p>事業主や人事担当者、労働者に対して労働関係法令について周知・啓発を図ります。また、パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務、再就職などについて情報提供を行います。</p> <p>労働関係法令の周知徹底 広報誌等による情報提供・啓発</p>	商工振興課

## 施策の方向

## 11 女性起業家等に対する支援

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	女性起業家等への支援	<p>女性の起業に対し、経営管理や法制度等の情報提供、学習機会の提供、事業資金の融資等による支援を行います。</p> <p>起業家セミナー等の開催 起業等への支援</p>	商工振興課

## 活力ある農林水産業及び商工業等 自営業における男女共同参画の確立

### 【現状と課題】

自営の農林水産業・商工業・サービス業などにおいては、仕事と生活の公私の区別をつけにくいことが多く、性別や世代による固定的役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行も根強く残っています。こうした労働の場では、女性の働きに対する正当な評価が不明確になりがちです。

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することを重要と考え、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進めることが求められます。





具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 農家等への情報提供	<p>農業関係者、林業関係者、漁業関係者などに対し、男女共同参画意識の普及、意思決定の場への女性参画促進のための情報提供を行います。</p> <p>関係団体等を通じての情報提供                      情報提供体制の充実                      インターネット及び広報誌等による意識啓発                      県等の主催する各種会合への積極的参加</p>	<p>農政課                      林業水産課</p>
2 商店街「おかみさん会」育成研修	<p>地域商店街の「おかみさん会」の充実・強化を図るためにセミナーや講演会等を実施し、その活性化を図ります。</p> <p>講演会等の開催</p>	<p>商工振興課</p>
3 政策・方針決定過程への女性の参画促進	<p>地域における性別による固定的役割分担意識や慣行の是正を図るとともに、農業委員や関係審議会委員、関係団体の役員等の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p>農業委員会、農林水産業・商工業団体役員等への女性登用の啓発</p>	<p>男女共同参画室                      関係各課</p>

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 家族経営協定の締結促進	<p>女性農業者にとって魅力ある農業を営んでいくための方法として、家族で話し合っって休日・労働報酬・労働時間等、就労に一定のルールを設ける家族経営協定の普及・促進を図ります。</p> <p>県及び関係機関との連携により、家族経営協定の意識啓発 家族経営協定の締結促進</p>	農政課
2 家族経営等における女性の地位向上と能力の向上	<p>農業や商工業等に従事する女性の役割や働きへの適正な評価、労働条件の改善等の啓発を行います。また、経営能力や、技術向上の研修会やセミナーへの参加を促進し、女性の能力向上を図ります。</p> <p>自営業等における就労等に関する意識啓発 国・県や団体等が開催する研修会、セミナー等への参加促進 意識啓発に向けた研修等の参加促進</p>	農政課 林業水産課 商工振興課
3 女性の交流ネットワークへの支援	<p>広域的なネットワークや地域間交流により、男女共同参画社会に対する広い視野を養えるような環境づくりを促進します。</p> <p>女性の活動・交流支援及びネットワークづくりの促進</p>	男女共同参画室 農政課 林業水産課 商工振興課

## 高齢者や障害のある人が 安心して暮らせる条件の整備

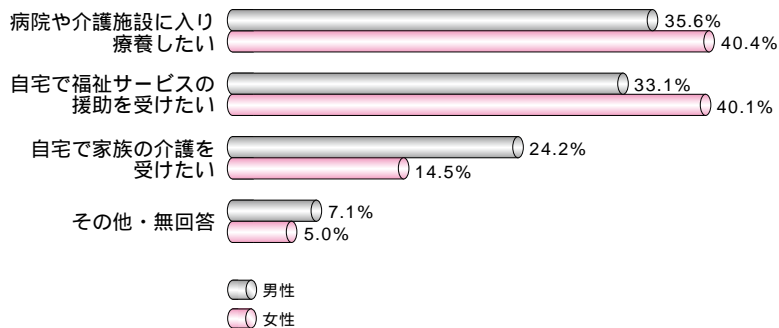
### 【現状と課題】

介護保険制度が導入され、福祉施策が進む中で、介護を担っているのは依然として女性が多く、そのために仕事をやめざるを得ない状況もあります。少子高齢化、核家族化が進む社会では、家庭でのさまざまな問題を家庭内だけで解決するのは困難です。

高齢者が健康で経済的にも自立し、生きがいをもって暮らしていくためには、社会参画の機会の提供や環境の整備、福祉制度の充実を図るとともに、地域社会全体で支えていくことが必要です。

また、障害のある人が地域社会の一員として、自立した生活ができるような支援体制の整備とともに、介護する人への支援も必要です。市民一人ひとりが理解を深め、互いに支え合って生きているという意識啓発を推進していきます。

仮に、あなたの体が不自由になったとき、どのような介護を受けたいとお考えですか。



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
<p>1 高齢者介護サービス等の充実</p>	<p>高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭などで安心して日常生活が送れるよう、介護にかかわる情報の収集・提供を行います。また、介護者の介護負担の軽減を考え、介護サービスの充実、介護予防の推進に努めます。</p> <p>啓発事業の実施 相談窓口の整備充実 情報の提供 各種福祉施策の充実 介護予防の推進 在宅サービスの充実 施設サービスの充実</p>	<p>長寿介護課 健康増進課</p>
<p>2 障害のある人の自立支援と生活環境の整備</p>	<p>障害のある人が地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、自立への支援の促進を図ります。</p> <p>各種福祉施策の充実 相談体制の充実 在宅福祉サービスの充実</p>	<p>障害福祉課</p>

## 施策の方向

## 15 高齢者や障害のある人の社会参加の促進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 高齢者の社会参加の促進	<p>高齢者がいきいきと暮らすために、地域のさまざまな施設や団体との連携を図りながら、就労やボランティア活動など社会参加の機会を広げます。</p> <p>ボランティア活動の促進 高齢者の生きがいづくり（学習、スポーツ、文化活動）参加の促進 シルバー人材センターの活用</p>	長寿介護課 健康増進課
2 障害のある人の社会参加の推進	<p>障害のある人が等しく自分の意志と能力にもとづいて社会参加ができるような機会の均等化と拡大を図ります。</p> <p>地域交流の実施 文化活動、スポーツ活動の参加機会の充実 コミュニケーション支援の充実 公共施設・病院、会合、行事その他社会参加へのガイドヘルパーの派遣</p>	障害福祉課 健康増進課

## 施策の方向

## 16 バリアフリー社会の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 バリアフリー社会の推進	<p>高齢者、障害のある人を含むすべての男女が、安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進します。</p> <p>高齢者・障害者の住宅リフォーム相談・助成の充実 市有施設等のバリアフリーの推進 多様な方法によるバリアフリーの推進</p>	障害福祉課 長寿介護課 関係各課

# 社会における制度 又は慣行についての配慮

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、それぞれの能力や適性に応じた、自由な生き方の選択が、尊重されなければなりません。

しかし、現状は、「男は仕事、女は家庭」といった言葉によって表されるように、性による男女の役割や生き方を分ける固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、家庭生活や仕事などさまざまな場面で、男女の生き方の選択の幅を狭めてきました。

こうした仕組みを変えていくには、人権尊重の視点に立った意識改革と学校・家庭・地域などでの男女平等を進めることが重要です。



## 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し、意識改革

### 【現状と課題】

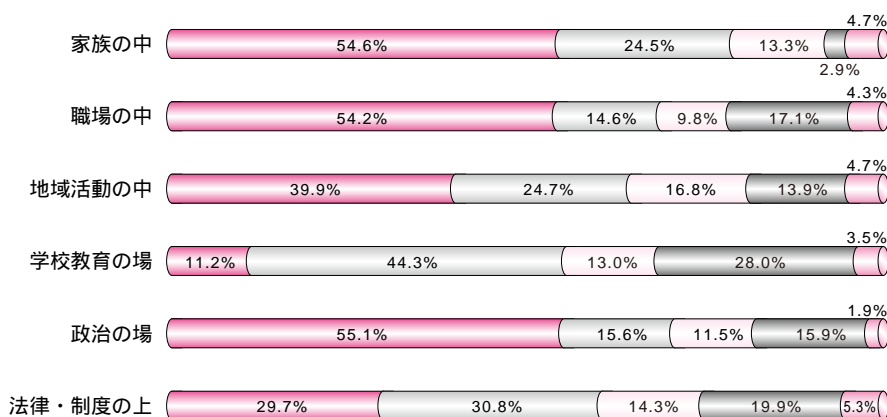
男女一人ひとりが尊重され、あらゆる分野へともに参画し、いきいきとした人生を送ることができる社会とは、個性や能力が十分に生かされ男女が対等な立場で築く社会のことです。

しかし、市民の意識や行動、社会の慣習や慣行の中には、いまだ女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、男女共同参画社会形成を進めていくうえで阻害要因となっています。

法律や制度が整備されても、それを受入れる社会の体制、人々の意識が整っていなければ男女共同参画社会は実現しません。

男女が「男だから」「女だから」という固定観念にとらわれず、自らの人生を主体的に選択し、個人が十分尊重され、ともに社会を支え、築いていくには、学校、家庭、地域など、あらゆる場や機会を通じて、意識改革を積極的に働きかける必要があります。

現在の日本の社会で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

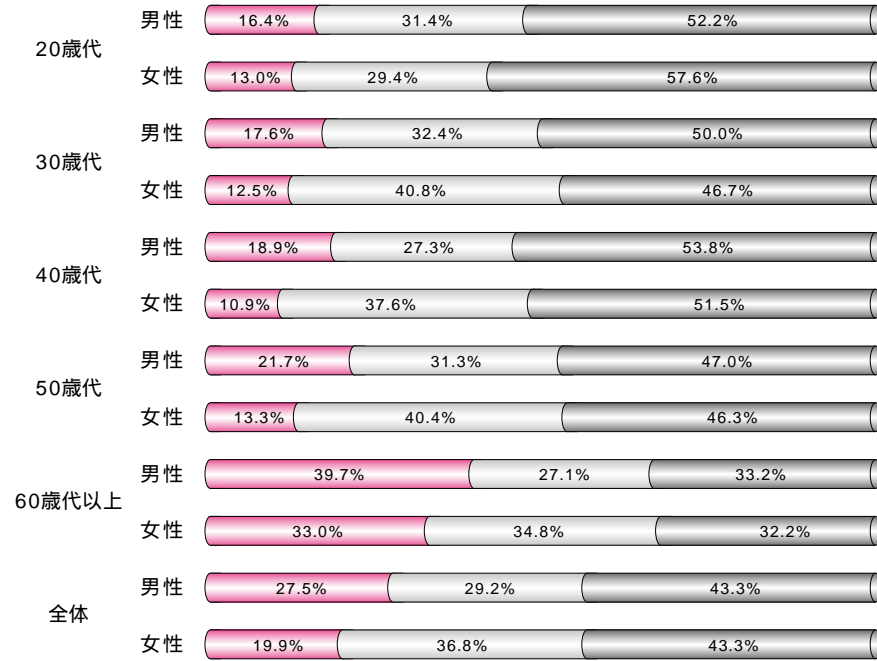


- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等である
- どちらともいえない
- わからない・無回答
- どちらかといえば女性が優遇されている

平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

【年代別】

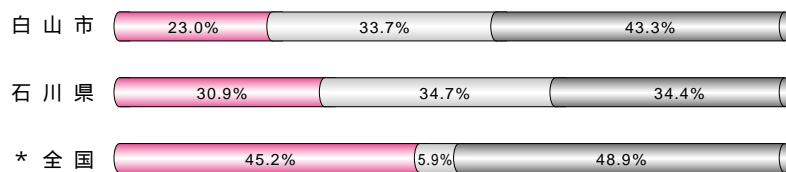


□□ そう思う □□ どちらともいえない □□ そう思わない

「どちらともいえない」は、「その他」・「無回答」を含む。

平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

【県・国との比較】



\* 国の調査では、「どちらともいえない」の選択肢がない。

「そう思う」：県 = 「賛成」 + 「やや賛成」、国 = 「賛成」 + 「どちらかといえば賛成」

「そう思わない」：県 = 「賛成しない」 + 「あまり賛成しない」、国 = 「反対」 + 「どちらかといえば反対」

「どちらともいえない」：県 = 「わからない」を含む、国 = 「わからない」

石川県 「男女共同参画に関する県民意識調査」(H17年7月)

全 国 「男女共同参画に関する世論調査」〔内閣府〕(H16年11月)



## 施策の方向

## 17 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	意識づくりのための講演会・講座等の開催	男女共同参画に向けた意識づくりのための講演会や講座等を開催します。  男女共同参画啓発講演会の開催 人権啓発講演会等の開催 講座・セミナー・ワークショップ等の実施	市民課 男女共同参画室
2	広報・インターネット等による広報啓発	広報や情報誌等を通じ、人権尊重や男女共同参画推進の視点に立った制度・慣行の見直しなどについて広報啓発を行います。  情報誌の作成発行 広報・インターネット等での広報啓発	市民課 男女共同参画室
3	相談体制の充実	市民相談等の利用の促進及び関係相談窓口と連携して相談体制の充実に努めます。  女性に関する相談体制の充実 関係相談窓口の連携強化 人権相談・法律相談・総合相談の実施	市民課 関係各課
4	資料・図書の収集と提供	国や県、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物を幅広く収集・整理し、市民への提供に努めます。  男女共同参画に関する資料・情報の収集と提供	男女共同参画室 図書館

## 施策の方向

## 18 男女共同参画に関する調査と情報の提供

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	定期的な意識調査の実施	広く市民を対象に、男女共同参画に関する意識を調査・分析するとともに、その結果を今後の男女共同参画の施策に反映させます。  市民意識調査の実施	男女共同参画室
2	企業・団体等に対する実態調査の実施	男女共同参画に関する取り組みや認知度合を調査するとともに企業への意識啓発を図ります。  企業・団体等に対する実態調査の実施	男女共同参画室 商工振興課

## 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 【現状と課題】

学校、家庭、地域などで行われる教育や学習は、人々の意識に男女平等や人権としての性の尊重を根付かせるとともに、女性が社会のあらゆる分野で力をつけ、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけるとともに、男性が家庭、地域にも主体的に参画していくうえで、極めて重要な役割をもつものです。

家庭は、しつけや教育をとおして、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う生活の場です。

夫婦がお互いの人格を尊重し合い、男女平等の観点を育てる家庭づくりを推進していかなければなりません。

人格形成の基礎となる保育・幼児教育や学校教育は、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼすと思われます。将来の社会を担う子どもが成長する過程で、性別にとらわれずその個性と能力を十分伸ばせる教育を積極的に行っていかなければなりません。

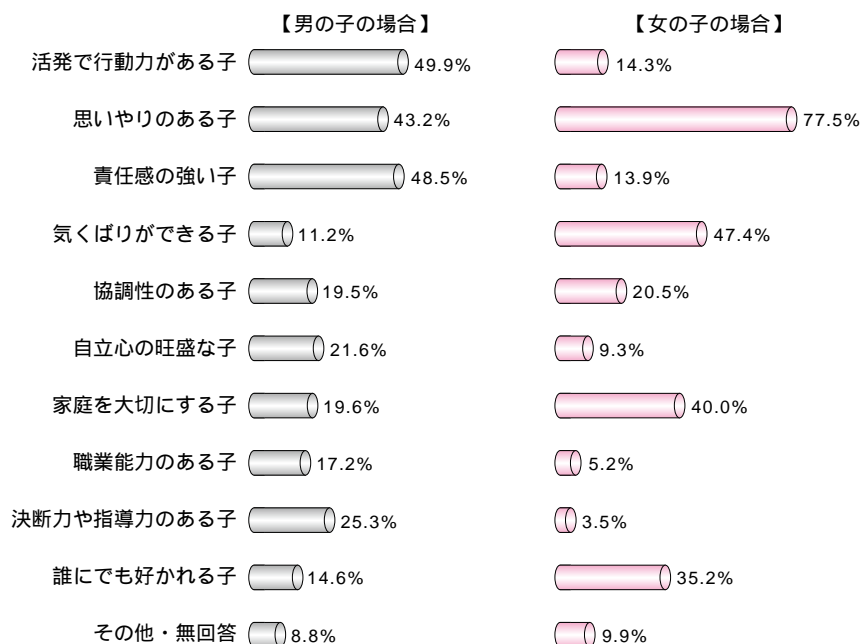
また、進路指導にあたっては、個人の生き方、能力、適性を重視するとともに、固定的な性別役割分担意識を持つことのないよう努める必要があります。

男女がともに個性や能力にあった生き方ができるように、生涯にわたる男女共同参画の視点に立った学習の機会の提供が望まれます。

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 学校教育における男女平等教育の推進	<p>学校での行事や日常活動における、固定的な性別役割分担の見直し、改善を図り、男女共同参画意識を育てるとともに人権教育を推進し、深く豊かな人間性の実現に努めます。</p> <p>男女共同参画に視点をおいた教育・学級活動の充実</p>	市民課 学校教育課
2 教職員研修の充実	<p>教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識が高まるよう、管理職を含め教職員の研修に取り組みます。</p> <p>教職員への研修の充実 教職員の意識調査の実施</p>	学校教育課
3 進路指導の充実	<p>個性尊重・男女平等の視点から進路指導等を行い、生徒が性別にとらわれず、個々の能力・適性を重視した指導に努めます。</p> <p>進路や生き方教育の充実 小中学校の段階から能力・適性・進路希望等に応じた進路指導の実施 職場体験や就業体験等の体験活動の推進 集団生活体験学習の充実</p>	学校教育課
4 保育所（園）・幼稚園での取り組み	<p>保育所（園）・幼稚園において、男女共同参画の視点に立った保育・教育が行われるように努めます。</p> <p>個性・能力を尊重した保育・教育の推進 保育士・教諭への研修の充実 保育士・教諭の意識調査の実施</p>	子育て支援課 学校教育課

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 家庭における男女共同参画の意識啓発	<p>男女で学ぶ子育て講座等の家庭教育学級の充実により、家庭における男女共同参画教育の推進を図ります。</p> <p>マタニティ教室の開催                      パパも一緒に子育て講座の開催                      家庭を対象とした各種セミナー等の開催</p>	子育て支援課 健康増進課 男女共同参画室
2 父親の子育て参加の促進	<p>親子、特に父親と子がふれあいながら参加できる事業をとおして、父親の家庭教育への参加を促進します。</p> <p>男性の家庭生活講座（料理教室等）の実施                      親子自然体験事業の実施                      スポーツ・社会活動の推進</p>	生涯学習課 スポーツ課
3 家庭教育に関する相談体制の充実	<p>家庭教育に関する悩みや不安に対する支援として相談体制の充実を図ります。</p> <p>育児不安に対する電話相談・面接相談の充実                      マイ保育園、マイ幼稚園登録事業の周知</p>	子育て支援課 健康増進課 学校教育課

あなたは、お子さんを、どのように育てたい（育ててほしかった）と思っていますか。（それぞれ3つまで）



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

## 施策の方向

## 21 地域における男女共同参画学習・教育の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 地域における学習機会の提供	男女共同参画の意識を高める講座や研修等、地域における学習の機会を提供します。  地域団体への出前講座等の開催 講座・セミナー等の実施 まちづくり活動への情報提供 男女共同参画学習の機会提供	男女共同参画室 生涯学習課
2 地域における指導者への働きかけ	地域の指導者が、男女共同参画について理解を深め、地域の活動で指導・助言できるよう働きかけます。  地域の団体等に対する研修の実施、情報提供	男女共同参画室 生涯学習課
3 男女共同参画社会づくりのための人材育成	地域の中で男女共同参画について指導・啓発のできる人材の育成及び活用を図ります。  市男女共同参画推進員の設置 県男女共同参画推進員との連携の強化	男女共同参画室

## 施策の方向

## 22 科学技術分野への男女共同参画の推進及び啓発

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 女性科学者等に対する理解の促進	科学技術分野で活躍している女性研究者への関心・理解を高めるため、講演会等による情報の提供に努めます。  講演会の開催	男女共同参画室 生涯学習課

## 基本目標

# 政策等の立案及び 決定への共同参画

市の政策・方針決定の場において、男女の意見が十分に反映されることは、あらゆる市の施策に、男女共同参画の視点を入れることにつながります。

現在、市の政策・方針を決める各種審議会・委員会等への女性委員の参画は国が目標とする数値に達しておらず、女性のいない審議会等も存在します。

女性の意見がさまざまな施策に反映されるために、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定の場に女性が参画していくことは、女性の能力や地位向上だけでなく、社会全体の活性化につながる大きな力となります。

そのためにも、女性の意思決定過程への参画を推進し、女性が能力を発揮できるよう、さまざまな場面において積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を具体化していくことが必要です。



## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程で男女双方の意見が平等に反映されることが重要です。

現在、市では政策・方針を決める各種審議会・委員会等への女性委員の登用率の目標を40%以上とし、女性の政策・方針決定過程への参画向上に努めています。

市の各種審議会・委員会等への女性の登用を一層促進させるため、人材を養成する講座や研修の開催、人材リストの作成をするとともに、事業所や民間の団体等における女性の参画拡大を支援することが必要です。

今後、女性の方針の立案及び決定過程への参画を拡大するため、人材育成・能力開発向上の機会の充実に図ります。

施策の方向

23 女性の参画意識の高揚及び女性の意見を反映させる機会の拡大

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	まちづくり活動等への支援	地域のさまざまなまちづくり活動などにおいて、女性が企画や運営に積極的に参画できるよう意識啓発を図り、参画意識の高揚と意見を反映させる機会の拡大を図ります。	男女共同参画室 生涯学習課
2	女性の市政への参加促進	市と市民との懇談会等を開催することにより、市政への参画促進に向けた環境づくりに努めます。  誰もが参加しやすい地域懇談会の開催	広報広聴課 関係各課
3	行政情報へのアクセス拡大	市政についての情報を市民がより入手しやすくするため、広報・ホームページの充実に努めます。また、意見・提言ができる機会を提供します。  広聴事業の充実 広報・ホームページの充実	広報広聴課

施策の方向

24 市審議会等への女性の参画促進

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	市審議会等への女性の参画促進	女性の意見を市政により反映させるため、審議会等における女性委員の参画目標値を40%とし、審議会委員等選任の方針を定め、積極的に登用を促進します。  審議会等への女性委員登用の推進 女性委員の登用の方針について提示 女性委員登用状況調査の実施	男女共同参画室 関係各課
2	各種団体等への多様な人材の推薦依頼	審議会等の委員で各種団体からの推薦については、男女・役員等を問わず、多様な人材が推薦されるよう依頼します。  各種団体等への多様な人材の推薦依頼	男女共同参画室 関係各課



## 施策の方向

## 25 各種団体・企業における女性の登用促進

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	各種団体や企業への情報提供	各種団体・企業に対し、経営方針や企画立案の場への女性の参画を図るよう啓発を行います。  団体や企業への情報提供、意識啓発	男女共同参画室 商工振興課
2	女性の能力開発	女性はその能力を十分に活かし、さまざまな職務に意欲的に取り組むために知識の習得を図り、管理的立場への進出意欲を育てるため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、女性に対する研修を実施し、参加を促すよう啓発を行います。  女性への研修の実施また参加の促進を啓発	男女共同参画室 商工振興課
3	女性の役職への登用及び職域拡大	女性の管理職・役員への登用に努めるとともに、職域等の拡大を一層推進するよう啓発を行います。  女性の管理職・役員への積極的登用の啓発 女性の職域拡大の啓発	男女共同参画室 商工振興課

## 施策の方向

## 26 政策・方針決定過程の透明性の確保

具体的施策		施策の内容 / 該当事業	担当課
1	情報公開等の推進	市民参加型の開かれた市政を一層推進するため、情報公開や市民懇談会等の活用を図ります。  地域懇談会の開催 情報公開の推進 ホームページ等の活用 基本計画案に対して広く市民からの意見を募集するパブリックコメントの実施	総務課 企画課 広報広聴課
2	行政評価システムの実施	行政の透明性、効率性の一層の向上を図るため、市民の分かりやすい行政評価システムを実施します。  行政評価システムの実施	企画課 関係各課

## 女性の人材育成と人材に関する情報提供

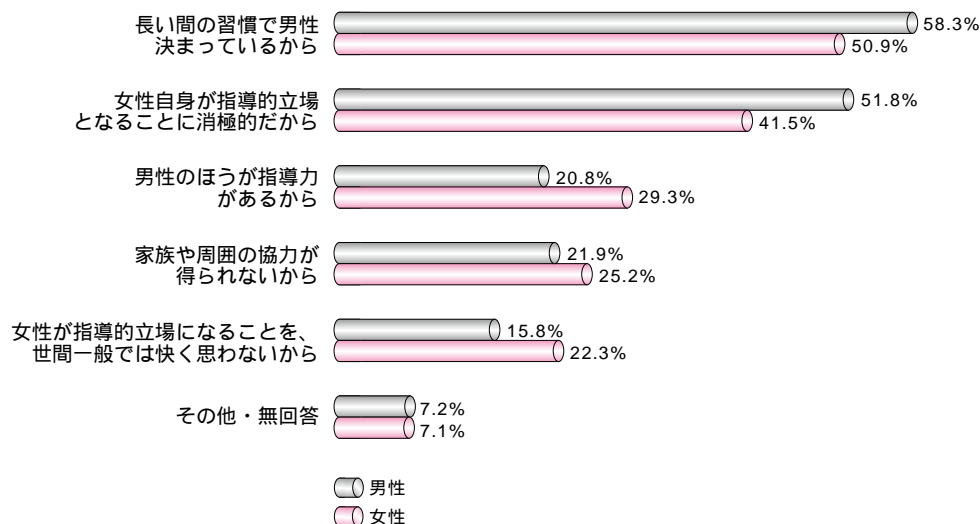
### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが大切です。

また、最近の男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化の中で、これまで女性がかかわってきた分野以外にも新たに女性の参画が求められている分野があります。

男女が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯における学習の振興は重要な意義があります。特に女性が意識と能力を高め、力を持った存在になること（エンパワーメント）に寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策の一層の充実を図ります。

町内会長やPTA会長など地域の指導的立場の女性はまだ少ない状況ですが、その理由として考えられるものは。（2つまで）



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

## 施策の方向 27 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 女性グループ等への活動支援	女性の社会参画を進めていくため、女性団体等の活動を支援します。  女性団体及び男女共同参画グループ等への活動支援	男女共同参画室 生涯学習課
2 男女共同参画推進拠点の確立	男女共同参画を推進する団体グループ等の交流拠点となるような施設整備に向けて検討します。  団体・グループ等の交流拠点整備の検討	男女共同参画室
3 女性リーダーの育成	市政参画に関心を持つ女性、また、地域等の活動における女性リーダー育成のための各種研修・学習の機会の充実を図ります。  女性リーダー育成研修の充実	男女共同参画室 生涯学習課

## 施策の方向 28 女性の人材育成と情報の提供

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 女性リーダーの育成（再掲）	市政参画に関心を持つ女性、また、地域等の活動における女性リーダー育成のための各種研修・学習の機会の充実を図ります。（再掲）  女性リーダー育成研修の充実	男女共同参画室 生涯学習課
2 学習機会の充実	女性自身が意識と能力を高め、力を持った存在となる（エンパワーメント）のための研修、講座を充実します。  エンパワーメント講座の開催 国・県主催の研修への派遣	男女共同参画室 生涯学習課
3 女性の人材に関する情報の収集及び提供	各種審議会等をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画拡大や地域で実施する各種講座・研修の講師に活用するため、各分野における女性の人材育成に関する情報を把握し、女性人材リストの整備充実を図ります。  女性人材リストの整理・周知	企画課 男女共同参画室 生涯学習課

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 防災における男女共同参画	<p>地域防災計画に関して、男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れ、男女共同参画の十分な配慮がなされるよう努めます。また、政策・方針決定過程から男女がともに参画できるよう努めます。</p> <p>政策・方針決定過程における女性の参画の促進                      防災に関する女性リーダーの育成                      防災における知識の普及・学習機会の実施                      防災ボランティア等の把握・情報提供の実施</p>	企画課 防災安全課 関係機関
2 災害復興の場における男女共同参画	<p>災害復興にあたるボランティア・NPO等との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援に努めます。</p> <p>男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた災害復興体制の確立                      ボランティア・NPO等の活動支援</p>	企画課 防災安全課 関係機関



施策の方向 30 地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 女性の参画の拡大	<p>地域おこし、まちづくり、観光にかかわる女性は多くみられますが、企画決定に携わったり、リーダー等として活躍している女性の割合は決して高いものではありません。</p> <p>男女双方のニーズが取り入れられ、男女共同参画をさらに推進することができるよう、活動に対する支援・助言・情報提供に努めます。</p> <p>政策・方針決定過程における女性の参画の拡大 学習機会の提供、人材育成、意識啓発 地域におけるネットワークづくり</p>	観光企画課 関係機関

施策の方向 31 環境分野における男女共同参画

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<p>環境保全・保護に関する施策・方針決定過程への女性の参画に努めます。</p> <p>環境保全・保護に関する関心の醸成と参画の促進 学習機会の提供、意識啓発 環境保全・保護活動における女性リーダーの育成</p>	環境課

# 男女の人権の尊重

人は、日本国憲法の法の下において、個人の尊重と男女平等がうたわれています。

しかし、現実では、一人ひとりの個性や能力ではなく、性の違いによって役割を分担し固定化する意識が残っています。

この意識は、徐々に解消されてきたものの、人々の中で長い時間をかけて築きあげられてきた社会通念や慣習及び、制度などにおける男女の不平等は依然として根強いものがあり、実質上の男女平等を実現する上で大きな障害となっています。

また、性別による人権の侵害は、何人も行ってはならない行為ですが、特に女性の人権を侵害する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントについては、その被害が潜在化する傾向が依然としてあり、問題となっています。

性を人間の尊厳にかかわる基本的人権の問題としてとらえ、男女がお互いの性を尊重し、平等な人間関係を形成できるよう意識啓発を行うことはもちろんのこと、被害者支援のための具体的施策を進めることが必要です。

男女がともに人間としてその性が尊重され、安心して健康で豊かな人生を送ることができるよう施策を推進します。

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

人は皆、その個性や能力を発揮し、いきいきと暮らしていく権利があります。

しかし、現実には、女性の人間としての尊厳を損なう暴力がさまざまな形で存在し、主体的に生きる権利が侵害されている実態があります。

女性に対する暴力とは、身体的な暴力と、身体的なもののみならず、性的な暴力、心理的な暴力などの暴力行為を指します。夫等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などがあげられます。

女性に対する暴力の背景には、性別役割分担に基づく男性優位の意識や女性を性的な対象物として見る意識、経済力の格差など構造的な問題があると考えられます。

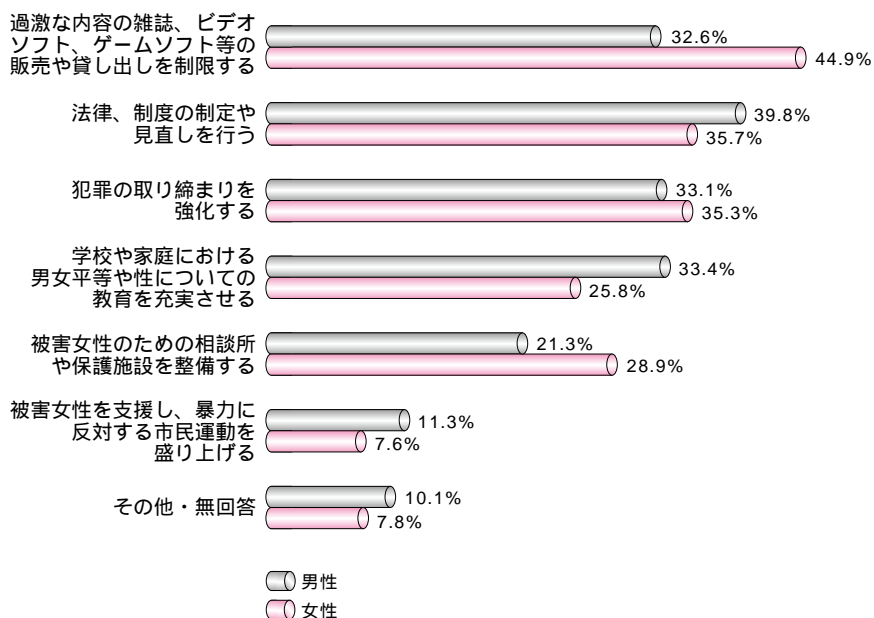
特に、夫等からの暴力は、長い間、家族の中の問題、個人の問題として見過ごされてきました。

また、セクシュアル・ハラスメントは、就業の場、学校、地域など、さまざまな場面で起こりうるもので、被害者の個人としての尊厳を傷つけるばかりではなく、被害者個人の能力をも妨げる人権侵害となります。

これらの問題の解決には、被害者への支援はもとより、教育や啓発が重要です。

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 女性に対する暴力根絶への啓発	ドメスティック・バイオレンスなど、女性に対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報・意識啓発に努めます。  広報・セミナー等による啓発 情報誌、資料等の作成・配布	子育て支援課 市民課 男女共同参画室
2 相談体制の充実と広報	女性が相談しやすいように相談体制を充実するとともに、市民に対して相談窓口の周知を図ります。  市民相談等の充実 相談員の研修実施	子育て支援課 市民課
3 相談機関の連携強化	被害を受けている女性のための相談体制の充実を図るとともに、国・県・医療機関等と緊密な連携を保ち、被害者の緊急一時保護等の情報の収集・提供を行うなど、被害女性の立場を十分に考慮した体制となるよう努めます。  女性に対する暴力の相談機関相互の連携強化	子育て支援課 市民課

性犯罪、売買春、配偶者や恋人から受ける暴力、セクハラ等をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。(2つまで)



平成17年度「男女共同参画に関する市民意識調査」



### 施策の方向 33 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 相談体制の充実と広報（再掲）	女性が相談しやすいように相談体制を充実するとともに、市民に対して相談窓口の周知を図ります。  市民相談等の充実 相談員の研修実施	子育て支援課 市民課
2 被害者の一時保護と支援体制の整備	危機的状況に陥った被害者の一時保護や自立支援のための関係機関の連携体制について検討します。  県や警察等関係機関との連携強化 入所施設の紹介・手続き 関係機関と連携した被害者の自立支援	子育て支援課 市民課
3 加害者対策の推進	加害者に対する再発防止に向けた効果的な対応策について検討します。  人権擁護委員・民生委員・町内会・警察・病院等、関係機関との防止対策についての検討	子育て支援課 市民課

### 施策の方向 34 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 地域・就業の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントについての理解を深めるため、研修会等の開催や啓発用パンフレット等の活用により、地域・就業の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくりを進めます。  広報・啓発用パンフレット等による周知徹底 地域・就業の場における研修会等での周知、啓発	男女共同参画室 商工振興課 生涯学習課
2 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止教育の推進	男女差や発達段階に応じた学習内容や指導の検討など、人間尊重の精神に基づいた性教育を進めます。また、教職員の共通理解を得るため、研究会や講演会を開催します。  生徒への性に対する正しい知識の教育の実施 教職員の研修の実施	学校教育課 生涯学習課

## 生涯を通じた女性の健康支援

### 【現状と課題】

女性は、妊娠や出産のための身体的特徴を備えています。このことによって能力を発揮するうえで制約を受けたり、男性と異なる健康上の問題を生じることがあります。

特に女性は、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の面から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など、総合的な取り組みが求められます。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症、アルコール依存、薬物中毒、摂食障害なども社会問題化しており、これらは、自分自身の健康障害をもたらすほか、時には次世代への影響も懸念されるものです。

こうした社会環境をふまえ、生命尊厳・人権尊重の観点から、男女を問わず学校教育や生涯学習等の場をとおり、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識づくりが必要です。

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 生涯を通じた健康づくりの支援	<p>ライフステージに応じて生涯にわたる健康づくりを支援するため、子どもからお年寄りまで全世代を通じた生活習慣の改善を推進します。また、基本健康診査が受けやすい体制整備を推進します。</p> <p>健康プランの推進 基本健康診査、各種がん検診の受診奨励 健康相談、健康教育の充実</p>	健康増進課
2 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実	<p>各種健康診査の実施や妊娠教室の開催などにより妊娠、出産、育児等の母子保健の充実、精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>不妊治療費助成事業の充実 妊産婦に対する各種健康診査、相談の充実 保健師、助産師による訪問指導の充実 マタニティ教室・パパも一緒に子育て講座の開催 産後安心ヘルパー派遣事業の充実</p>	健康増進課
3 成人・高齢期における健康支援策の充実	<p>女性特有のがん（乳がん、子宮がん等）や骨粗しょう症を予防するため正しい知識の普及啓発を図ります。また、がん検診が受けやすい体制整備を推進します。</p> <p>乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等予防のための正しい知識の普及・啓発 生活習慣病、更年期障害等の保健指導の充実</p>	健康増進課
4 女性が受診しやすい環境づくりの推進	<p>女性の身体的特徴や社会的状況に配慮した女性専門外来や女性の生涯にわたる総合的医療への支援策など、女性が受診しやすい環境づくりに努めます。</p>	健康増進課 関係機関

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識啓発の浸透	<p>「性と生殖に関する健康と権利」について、広報や各種講座等を通じて意識の啓発に努めます。</p> <p>広報、情報誌等による啓発 各種講座等の開催</p>	健康増進課
2 性に関する教育の充実	<p>思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るための教育を充実します。また、薬物乱用と健康との関係について正しく理解するための教育の推進を図ります。</p> <p>学級活動、保健体育の授業において教育を実施 薬物乱用防止教室の実施</p>	健康増進課 学校教育課
3 エイズ、性感染症等についての正しい知識の普及	<p>HIV（エイズ）、性感染症等について正しい知識の普及啓発と必要な支援を図ります。</p>	健康増進課 学校教育課 関係機関

## メディアにおける男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

情報通信技術の高度化により、メディアによってもたらされる情報の影響はますます大きくなっていきます。

一部のメディアにおいて、女性の性的側面や固定的な性別役割を強調した表現、女性への暴力を助長するような表現等が見受けられることも少なくありません。このような表現を人権と男女平等の視点から検証し、人権を尊重した表現を行うよう働きかけることが必要です。

また、メディアからのさまざまな情報等を無批判に受入れるのではなく、一人ひとりが主体的に読み解き、活用し、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を高めていくことが大切です。

メディアを正しく活用するための学習の機会を継続して提供し、能力の向上を図ります。

また、市の発行する刊行物等について、人権尊重、男女平等の視点に基づいた表現に努めます。



施策の方向

37 メディアにおける表現等に対する意識の向上

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 メディアからの情報を選択・活用する能力（メディア・リテラシー）の育成	メディアから送られてくるさまざまな情報を、うのみにせず主体的に読み解き、活用したり自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習の機会や情報を提供します。  情報教育の充実	学校教育課 生涯学習課

施策の方向

38 市の刊行物における性にとらわれない視点の確立

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 ガイドラインの作成	固定的な性別役割分担意識からくる表現など、男女共同参画の推進にふさわしくない表現を行わないためのガイドラインを作成し、男女共同参画の視点で市の刊行物等を作成します。  ガイドラインの作成と周知 広報等における周知	男女共同参画室 広報広聴課 関係各課
2 市の刊行物の見直し	市の広報や刊行物などについて、固定的な性別役割表現や不平等な表現がないか男女共同参画の視点から点検・見直しを図ります。  広報などの行政刊行物の点検 チェックリスト等の作成	男女共同参画室 広報広聴課 関係各課

# 国際的協調

男女共同参画推進のさまざまな取り組みは、国際的な動きとともに進められてきました。国際社会における課題と取り組みについての理解と関心を深めることは、国内、地域社会における男女共同参画を推進するうえでも、ますます必要になると考えられます。

また、年々増加する在住外国人は、言葉や習慣の違いなどさまざまな生活上の問題に直面しています。

そのような中で、市民や事業者に対して、国際理解を深めるための情報や学習機会の提供を行うとともに、さまざまな国際協力・国際活動に対する支援を行うことが大切です。

誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを考えると、市民一人ひとりが、性別、国籍、民族を問わず人権を尊重し、相互理解と交流の促進を図っていくことが必要です。



## 国際的な理解と協力活動

### 【現状と課題】

昭和50年（1975年）の国際婦人年以来、日本の男女平等の推進への取り組みは、国連の取り組み等国際的な動きに連動する形で行われてきました。

男女共同参画の考え方は、初めに世界の流れがあり、それに基づき推進されてきました。

近年は、政治、経済、文化などの社会のあらゆる分野で情報化、国際化が進展しており、男女共同参画の実現に向けた取り組みを行ううえでは、国際的な考え方や取り組みの成果等を活用することが重要とされています。

現在の日本における男女共同参画の推進については、欧米諸国に比べ遅れているのが現状であり、こうした状況を改善していくためには、国際的な広い視野のもとで新しい知識や情報を得ながら、自主的、主体的な行動を起こしていく必要があります。



施策の方向

39 国際社会の情報収集・活用

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 国際情報の収集と提供	男女平等に関する海外の各種情報の収集を行い、市民や関係団体に情報提供します。  海外資料や刊行物等の収集・提供	都市交流課 男女共同参画室
2 国際協力・貢献への意識啓発	海外に情報や国際協力・貢献活動の状況を広報し国際協力や貢献への理解を深めます。  国際協力・貢献活動の状況等の情報提供	都市交流課 男女共同参画室
3 国際理解の促進	異なる文化や生活習慣に対する理解を深めるために学校や生涯学習の場において、国際理解のための啓発を推進します。  学校教育・生涯学習の場における国際理解の促進	都市交流課 男女共同参画室 学校教育課 生涯学習課

施策の方向

40 国際交流・協力の推進

具体的施策	施策の内容 / 該当事業	担当課
1 国際交流への支援	青少年等の交流など各種の国際交流事業に対する支援を行います。  国際交流事業への助成	都市交流課
2 国際都市交流の推進	友好都市を中心とした国際交流を進めることにより異なる文化・生活習慣等への理解を深めます。  民間交流団体との連携による国際交流の促進・充実	都市交流課
3 在住外国人との交流の推進	在住外国人と市民の相互理解を深めるため、さまざまな交流の機会の充実を図ります。  民間交流団体間の連携強化及び活動支援	都市交流課
4 在住外国人への支援	在住外国人にとって住みやすいまちとするために都市サインやパンフレットなど生活にかかわる情報の多言語化を進めます。また、外国人からの相談に対応できるような相談体制について検討します。  外国語版情報誌・パンフレットの発行 都市サイン外国語表記や窓口案内等の多言語対応の推進 外国人への市民相談体制の整備	都市交流課 関係各課



## 第3部

# 計画の推進



# 計画の推進のために

男女共同参画を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれの立場で責任を持って役割を果たしていく必要があります。また、市は男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者と協働の下に行います。

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

## 1. 計画の推進体制の整備

### (1) 白山市男女共同参画推進会議（仮称）

庁内推進体制として、白山市男女共同参画推進会議（仮称）を設置し、関係部局との連携を保ちながら効果的な計画の推進を図ります。

### (2) 白山市男女共同参画審議会（仮称）

白山市男女共同参画審議会（仮称）を設置し、男女共同参画の推進に関する総合的施策及び重要事項に関する調査、審査をします。

### (3) 計画の周知

計画の実効性を高めるため、各種啓発事業を通じて計画を周知します。

### (4) 苦情の申し出への対応

男女共同参画の推進に関する施策等に対する市民・事業者からの苦情の申し出に対し適切な対応を図るため、必要な措置を講じます。

### (5) 計画の推進管理

計画の着実かつ円滑な推進を図るため、計画の進捗状況を定期的に確認・評価するなど、進行管理を行います。

## 2. 市民及び事業者との連携

### (1) 市民、各種団体との連携

市民、各種団体との連携を深め、計画の推進を図ります。

### (2) 事業者との連携

必要に応じて、事業者に対して職場の男女共同参画の状況について報告を求めたり、情報の提供などを行います。

### 3. 国及び他の地方公共団体との連携

#### (1) 国、県等との連携

計画を推進するに当たって、国、県及び他の市町村との情報交換を行うなど、相互に連携を深めていきます。

#### (2) 各種会議等への参加

国、県等との共催事業を積極的に開催し、研修等の機会の拡大を図ります。

また、国、県等が主催する会議等に職員及び市民等を派遣し、男女共同参画推進に関する理解を深めます。

### 4. 数値目標

女性の意見を市政により反映させるため、審議会委員等選任の方針を定め、積極的に女性委員の登用に努めます。

目 標      40%    (平成28年度までに)

# 資料編

## 日本国憲法（抄）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現

在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。  
3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。  
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。  
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵しては



ならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

## 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を

積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含

む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な

事項は、政令で定める。

行する。  
(以下略)

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第二百号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び基本計画

#### （基本方針）

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければなら

ない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （基本計画）

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

#### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行

うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

### (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいし

てはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

### (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。）に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。



## (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第四号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
  - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令は、執行力を有しない。

## (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による

命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

## (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

## (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

## (事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求するこ

とができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (平成十三年四月十三日法律第三十一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 男女共同参画の推進に関する動き

年代	国際的な動き	国内の動き	石川県の動き	白山市の動き
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年 目標「平等・発展・平和」</li> <li>・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> <li>・「国連婦人の十年」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> </ul>		
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民課に「婦人問題担当窓口」を設置</li> </ul>	
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県婦人問題懇話会」を設置</li> </ul>	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)</li> <li>・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人行政庁内連絡会議設置</li> <li>・「石川県婦人白書」刊行</li> </ul>	
1981 (昭56)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画後期重点目標」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県婦人行動計画」策定</li> </ul>	
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 (西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1986 (昭61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課に「婦人係」設置</li> </ul>	
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新婦人行動計画「いしかわ 婦人プラン21」策定</li> </ul>	
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課に「婦人企画室」設置</li> </ul>	
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業等に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人青少年課設置</li> </ul>	
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法等に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「財団法人いしかわ女性基金」設立</li> </ul>	

年代	国際的な動き	国内の動き	石川県の動き	白山市の動き
1993 (平5)	・国連世界人権会議(ウィーン)「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	・「いしかわ女性行動計画」策定	
1994 (平6)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		
1995 (平7)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」制定		
1996 (平8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998 (平10)			・「いしかわ女性行動計画」改訂	・「松任市男女共生推進プラン」策定
1999 (平11)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行	・石川県男女共同参画推進員委嘱	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行	・女性青少年課に「男女共同参画推進室」設置	
2001 (平13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 ・「石川県男女共同参画推進条例」公布・施行	

年代	国際的な動き	国内の動き	石川県の動き	白山市の動き
2002 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画苦情処理機関」設置</li> <li>・女性相談支援センター設置</li> <li>・石川県男女共同参画審議会設置</li> </ul>	
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性青少年課男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編</li> </ul>	
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定</li> <li>・「配偶者暴力防止法」改正</li> <li>・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鶴来町男女共同参画社会推進プラン」策定</li> </ul>
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> <li>・「育児休業等に関する法律」改正施行（仕事と子育ての両立支援）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1市2町5村の合併により「白山市」となる</li> <li>・市民生活部に「男女共同参画室」設置</li> <li>・「白山市男女共同参画計画策定委員会」設置</li> <li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
2007 (平19)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「白山市男女共同参画行動計画書」策定</li> </ul>

# 白山市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向け、その施策に関する基本的な計画を定めるため、白山市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、白山市男女共同参画計画の策定に関し、検討審議を行い、必要に応じ、市長に対して意見又は提言を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から白山市男女共同参画計画策定までの期間とする。ただし、関係行政機関の職員にあっては、その職にある期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

## (幹事会)

第7条 委員会の審議事項を調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部男女共同参画室において処理する。

## (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

## 白山市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

役職名	氏 名	役 職 等
委員長	深 川 明 子	金沢大学名誉教授
副委員長	菱 田 陽 子	白山市教育委員会委員
委 員	江 淵 美代子	白山市総合計画審議会委員
委 員	織 田 李対子	石川県PTA連合会副会長
委 員	笠 野 育 子	公 募
委 員	川 端 善 伸	農 業（花卉）
委 員	松 本 孝 昭	金沢公共職業安定所松任出張所所長
委 員	坂 野 俊 雄	コープいしかわ人事総務部マネージャー
委 員	高 崎 政 一	白山市湊公民館館長
委 員	中 橋 悠 子	石川県男女共同参画推進員
委 員	表 田 多美子	旧鶴来町男女共同参画社会推進プラン策定委員会委員
委 員	福 岡 澄 子	白山市農山漁村女性活動推進協議会委員
委 員	福 住 裕	婦人・子供服小売業
委 員	三 国 外喜男	公 募
委 員	宮 西 香	弁護士
委 員	村 井 雄 一	(株)ナナオ人事部長
委 員	村 上 紀 明	人権擁護委員
委 員	森 田 信 幸	高松機械工業(株)管理部次長兼総務課長



## 白山市男女共同参画計画策定までの経過

平成17年10月7日

第1回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・ 正副委員長の選出
- ・ 男女共同参画計画の策定方針等について
- ・ 市民意識調査の実施について

平成17年10月27日～11月21日

「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

- ・ 対象者 4,000人（20歳以上の市民を無作為抽出）
- ・ 回収数 1,666人（回収率41.7%）

平成18年1月17日

第2回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・ 市民意識調査結果説明
- ・ 国の第2次基本計画の説明
- ・ 男女共同参画計画における基本理念、施策の体系、基本目標等について説明

平成18年3月24日

第3回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・ 男女共同参画計画（案）中、施策の体系及び基本目標等について検討

平成18年4月28日

第4回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・ 男女共同参画計画（案）中、基本目標等について検討

平成18年6月2日

第5回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・ 男女共同参画計画（案）中、基本目標等について検討

平成18年8月1日

男女共同参画計画策定委員会正副委員長連絡会開催

- ・ 計画内容の修正確認

平成18年9月1日

第6回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・基本目標等の決定
- ・計画書の名称等決定

平成18年9月28日～10月11日

男女共同参画計画（案）パブリックコメント実施

平成19年1月12日

第7回男女共同参画計画策定委員会開催

- ・男女共同参画計画全体内容について決定
- ・答申（案）について決定

市長へ答申

## 用 語 解 説

	用 語	解 説
あ 行	NPO	<p>特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。</p> <p>福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。</p>
	M字曲線	<p>日本の女性の年齢階級別の労働力率（労働人口 / 15歳以上の人口）をグラフに描くと、描き出される曲線をいいます。20～24歳でピークを迎え、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるという傾向が見られます。これは固定的な性別役割分担意識の強い国に独特の傾向で、欧米諸国ではほぼ台形に近いカーブを描いています。</p>
	エンパワーメント	<p>力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方をさします。</p>
か 行	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
	合計特殊出生率	<p>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。</p>
	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>
さ 行	ジェンダー （社会的性別）	<p>人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー / gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>

	用語	解説
さ 行	ジェンダーエンパ ワメント指数 (GEM)	<p>女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。</p> <p>HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。</p> <p>具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。</p>
	ジェンダー（社会的性別）の視点	<p>「社会的性別」(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。</p> <p>このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。</p>
	セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p> <p>なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。</p>

	用語	解説
さ 行	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	<p>「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>
た 行	男女雇用機会均等法	<p>正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。女性労働者が雇用の分野で男性と均等な機会を得、その意欲・能力に応じて均等な待遇を受けられるよう募集・採用、配置・昇進、定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止をはじめ、ポジティブ・アクションの促進やセクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主の配慮義務が規定されています。</p>
	男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
	ドメスティック・バイオレンス (DV)	<p>夫や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、ことばによる精神的暴力、性的暴力などいろいろな形で身近に存在する。こうした暴力は個人的な問題として扱われてきたが、人権問題として社会問題と認識されるようになり、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、都道府県が「配偶者暴力相談支援センター」を設置することや、裁判所が接近禁止命令や退去命令を発することができるなどが規定された。また、同法が改正され、平成16年(2004年)12月2日から施行され、暴力の定義に「心身に有害な影響を及ぼす言動」という表現で精神的暴力を加え、今まで配偶者に限っていた保護の対象を子どもと離婚した元配偶者まで拡大し、また、市町村においても配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようになっていきます。</p>

	用語	解説
た 行	男女共同参画社会 基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日、公布、施行されました。
	男女共同参画基本 計画	「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12年12月12日に閣議決定されています。その後、これまでの取組を評価・総括し、平成17年12月27日、男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定されました。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
ま 行	メディア・リテラ シー	メディア（媒体）からの情報を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力や、メディアを適切に選択し、発信できる能力をメディア・リテラシーといいます。
ら 行	リプロダクティブ ・ヘルス/ライツ	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるにいたっています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## 「男女共同参画に関する市民意識調査」概要

- 1 調査目的 男女共同参画に関する市民の意識を把握し、「白山市男女共同参画計画」(仮称)策定の基礎資料とする。
- 2 調査対象 20歳以上の市民4,000人(無作為抽出)
- 3 調査方法 郵送
- 4 調査時期 平成17年10月27日～11月21日
- 5 回収結果 1,666人(回収率41.7%)

### <内訳>

男性	691人(41.5%)	20歳代	159人(9.5%)
女性	975人(58.5%)	30歳代	226人(13.6%)
( )は構成比		40歳代	271人(16.3%)
		50歳代	384人(23.1%)
		60歳代以上	622人(37.3%)
		無回答	4人(0.2%)

## 男女共同参画行動計画 白山21

～ ひとりひとりが輝けるまちをめざして ～

平成19年3月

発行 白山市市民生活部男女共同参画室

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL 076-274-9530 FAX 076-275-2211

E-mail : danjyo@city.hakusan.lg.jp